

優先順位判定基準

I 介護の必要性

1 要介護度	5	30点
	4	25点
	3	20点
	2	15点
	1	10点

II 介護の困難性

1 居場所	① 在宅	10点
	② 入院・入所・入居	0点 (早期の退院・退所・退居勧告がなされている場合は10点)
2 家族介護者の状況	① 介護者がいない(単身)または介護者が別居	
	1 介護が不可能	30点
	2 介護が不十分	20点
	3 介護がやや不十分	10点
	② 介護者はいるが、高齢、病弱、就労、育児等に従事又は、他の要介護者がいる	
	1 介護が不可能	25点
	2 介護が不十分	15点
	3 介護がやや不十分	5点

III 個別に勘案すべき事項 *点数の上限は20点

1 介護者に係る事由	1・3・5点
(介護者が介護に対して極めて消極的である場合、被介護者が介護者との関係において特に精神的苦痛を訴えている場合、介護者が長年に渡る介護疲れを訴えている場合、入院中であっても付き添い等による介護疲れが著しい場合など。)	
2 経済的事由	1・3・5点
(指定居宅サービスを利用し在宅生活をしているが、経済的事由により必要なサービスの維持が困難であり、施設入所により経済的負担が軽減される場合など。)	
3 住宅事情	1・3・5点
(立ち退きを求められている、退院・退所・退居後の住居がない、住居環境(廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難)が介護に適さない場合など。)	
4 認知症による行動障害	1・3・5点
(徘徊、火の不始末、暴力、不潔行為等が顕著であり在宅生活が困難と認められる場合など。)	
5 本人の強い入所希望	1・3・5点
(本人に強い入所の希望がある場合。)	

IV その他特別に勘案すべき事項 *点数の上限は10点

<IVにおいて勘案すべき事項について>参照